

令和5年度奈良市公共施設再生可能エネルギー実装事業

PPA事業者等公募型提案方式による選定実施要領

(再公募)

1 趣旨

本市の公共施設への再生可能エネルギー等の導入を図り、効果的に公共施設の脱炭素化を推進するに当たり、最適な受注候補者を選定するため、奈良市公共施設再生可能エネルギー実装事業PPA事業者等公募型提案方式による選定（以下「提案公募」という。）の実施について必要な事項を定める。

2 提案公募により実施する業務

(1) 業務名

令和5年度奈良市公共施設再生可能エネルギー実装事業

(2) 業務内容

公共施設への自家消費型太陽光発電設備及び蓄電池の設置

業務の詳細については、別紙1「奈良市公共施設再生可能エネルギー実装事業業務説明書」を参照し、候補施設については、別紙2「令和5年度事業候補施設一覧」を参照すること。

(3) 履行期間

協定締結から設備の撤去完了までを事業期間とする。設備の運転期間は、運転開始日から最長20年間とする。

設備導入工事は、令和7年2月28日（金）までに完工し、それから7日以内に設置工事完了届を提出しなければならない。なお、本事業は令和5年度単年度予算のため、本市は設備導入工事に係る補助金の繰越予算案について令和6年3月市議会に提案するが、繰越が承認されなかった場合は、本事業は中止するものとする。

(4) 提案額（サービス料）

ア 提案の際は、PPAサービス料の単価（円/kWh）、年間想定発電量及び設備の運転期間から総額（消費税及び地方消費税を含む。）を示すこと。

イ 本事業は、国の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）

「<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/grants/#business2>」（以下「国交付金」という。）を活用し、工事費等を対象として国交付金が市補助金として間接交付されるため、工事費の内訳と併せて間接交付額を試算すること。

ウ 提案に当たっては、国交付金の間接交付額をPPAサービス料から控除した上で見積ること（PPA事業者が奈良県内に本社を有する企業の場合は、控除額を間接交付額の4/5とすることができる）。

国交付金の間接交付額 設備区分	交付率	間接交付上限額
太陽光発電設備（自家消費型）	1/2	86,750,000円
蓄電池	2/3	23,270,000円

エ 国交付金の対象経費、交付要件、交付率、FAQ及び本市地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画等を参照し、交付額の上限などをよく確認して提案すること。

オ なお、PPAサービスの単価の参考基準価格は、23.2円/kWh（消費税及び地方消費税を含む。）とする。必ずしもこの金額以下で提案する必要はなく、安定的に事業を実施・継続でき、可能な限り多くの容量を設置できる金額とすること。

(5) 業務の担当課

奈良市環境部環境政策課（奈良市役所北棟6階）

〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号

電話：0742-34-4591 FAX：0742-36-5466

メールアドレス：zerocarbon@city.nara.lg.jp

3 PPA事業者等選定小委員会

奈良市環境審議会に、その委員で構成するPPA事業者等選定小委員会（以下「選定小委員会」という。）を設置し、企画提案書等について審査が行われる。

4 スケジュール

本提案公募及び事業のスケジュールは、次のとおりとする。

なお、スケジュールの変更があった場合には、速やかに市ホームページにて公表するものとする。

項目	期日等
実施要領等の公告	令和6年1月24日
資料貸与の申込期間	令和6年1月24日から2月8日まで
資料貸与の期限	令和6年2月16日正午まで
質問受付期間	令和6年1月24日から2月2日午後5時まで
質問回答	令和6年2月7日午後5時（最終掲示）
参加表明書等の提出	令和6年2月9日午後5時まで
企画提案書等の提出	令和6年2月16日正午まで
審査（選定小委員会においてプレゼンテーション）	令和6年2月26日
審査結果の通知・公表	令和6年2月末頃
受注候補者による現地調査	令和6年2月末から3月中旬まで
協定の締結	令和6年3月下旬頃（予定）
部材調達・工事着工	令和6年3月下旬以降 ※協定締結及び市補助金交付決定以降
設置工事完了	令和7年2月28日まで
設置工事完了届提出期限	工事完了後7日以内
電力供給契約締結	令和7年3月末頃まで（予定）

5 公募参加資格

単独企業による参加の場合は、次の(1)から(11)の要件全てを満たさなければならない。

また、複数企業の共同企業体による参加の場合は、(12)の要件を満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（地方自治法施行令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に該当しない者であること。
- (2) 奈良市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による手続開始申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による手続開始申立てがなされていない者（会社更生法の規定による計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く）。
- (4) 所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団、同条 6 号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行うものでないこと。
- (6) 市税（奈良市外の事業者にあつては国税）を滞納していないこと。
- (7) 個人情報保護について、本市の施策に準じた措置を講じることができること。
- (8) 本市情報セキュリティポリシーを遵守できること。
- (9) 近畿圏に本社もしくは支店・営業所等を有していること。
- (10) 事業受注実績（平成 30 年度から令和 4 年度までの期間において、「オンサイト PPA 事業」の受注実績が 2 件以上）を有すること。なお、実績は公共事業に限らない。
- (11) 本業務を実施する体制（再委託を含む）の中に、次の資格を有する者を含めること。
 - ア 一級建築士
 - イ 電気主任技術者（第三種以上）
- (12) 共同企業体で参加をする場合は、次の要件を全て満たしていること。
 - ア 共同企業体は 3 者以内で構成されていること。
 - イ 代表構成員が申込み者であること。
 - ウ 構成員が、単独企業として参加資格を申請していないこと及び他の共同企業体の構成員として重複して申請していないこと。
 - エ 構成員の全てが、上記(1)～(8)の要件を満たしていること。
 - オ 上記(9)～(11)の各要件については、それぞれ 1 者以上が満たしていること。

6 提供資料

次の資料を提供するものとする。(1)～(3)は市ホームページでデータを公開し、(4)～(6)は、「7 対象施設の資料の貸与」の記載に従って貸与の申込をすること。

- (1) 施設ごとの電力使用量（30分デマンド値）
- (2) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）計画書

- (3) 配置図
- (4) 平面図
- (5) 立面図
- (6) 構造計算書等（提供可能な場合）

7 対象施設の資料の貸与

本提案公募に参加を希望する者で、対象施設の資料データ（平面図、立面図、構造計算書等）の貸与を希望する者は、以下の手続きにより、資料データを格納した DVD ディスク（以下「DVD」という。）の貸与を受けることができるものとする。

(1) 貸与の申込について

貸与希望日（下記(2)の受取期間内に限る。）の前日までに、メールにて貸与希望日を記載し担当課（zerocarbon@city.nara.lg.jp）まで申込をすること。

その際タイトルは、「【企業名】 P P A事業者等公募に関する資料貸与の申込」とするとともに、下記(5)のとおり、誓約書（様式第3号）を PDF ファイルに変換した上で添付すること。

なお、資料の貸与は1事業者につき、1回限りとする。

(2) 貸与資料の受取について

上記(1)で申し込んだ貸与希望日の午前10時から午後5時までに担当課においてDVDを受け取ること。

受取期間 令和6年1月25日（木）から2月9日（金）まで
ただし、奈良市役所本庁の閉庁日を除く。

(3) 資料の貸与期限について

資料の貸与は、令和6年2月16日（金）正午までとする。

ただし、企画提案書を提出する場合に限り、「11 プレゼンテーション審査」により実施するプレゼンテーションの当日まで貸与可とする。

(4) 資料の返却について

持参又は送付（信書便）により DVD を担当課まで返却すること。ただし、持参の場合は、奈良市役所本庁の閉庁日を除く各日午前9時から午後5時まで（2月16日は正午まで）とし、送付の場合は上記(3)の期間内必着とし、必ず郵便追跡サービスが使用できる方法を用いること。

下記(6)のとおり、合わせて確認書（様式第3号の2）を PDF ファイルに変換した上でメールにて担当課（zerocarbon@city.nara.lg.jp）まで提出すること。

(5) 貸与された資料を適切に保管するとともに、貸与資料及びそれにより知り得た情報について、開示、発表、公開、利用、複写、漏えい及び本業務目的以外での使用をしない旨、並びに貸与資料の返却までに事業者内で活用した貸与資料は適切にデータ消去し廃棄する旨の誓約書（様式第3号）を、貸与の申込時に提出すること。

(6) 資料の返却とともに、事業者内で活用した貸与資料は漏えいや持ち出し等外部への流出はなく、適切にデータ消去し廃棄したことを責任者が確認した旨を証する確認書（様式第3号の2）を提出すること。

8 質問の受付及び回答

提案公募に関して質問がある場合は、「質問票」（様式第4号）に質問事項を記載の上、次のとおり提出すること。ただし、質疑は企画提案書等を作成する上で必要な事項に限る。なお、口頭による質疑は受け付けない。

(1) 提出方法

電子メールにファイル添付の上、担当課（zerocarbon@city.nara.lg.jp）へ送信するものとする。

その際タイトルは、「【企業名】PPA事業者等公募に関する質問」とし、確認のため、提出した旨を必ず電話で連絡すること。

(2) 質問受付期間

令和6年1月24日（水）から2月2日（金）午後5時まで

(3) 回答期日

令和6年2月7日（水）午後5時（最終掲示）

質問については回答を作成次第、随時、市ホームページ

（<https://www.city.nara.lg.jp/site/kankyoseisaku/195485.html>）で公開し、個別での回答は行わない。

(4) その他

ア 質問の回答が、実施要領を始めとする本提案公募に関する文書に記載のない事項を補完するものや記載事項を修正する内容であった場合、回答した時点で、本提案公募に関する文書の追記又は修正とする。

イ 受付期限までに到着しなかった質問票については回答しない。

9 参加表明書の提出

本提案公募に参加を希望する者は、次のとおり書類を提出すること。なお、書類作成及び提出に係る一切の費用は、参加表明者の負担とする。

(1) 提出書類（共同企業体の場合は代表構成員がまとめて提出すること。）

① 参加表明書（単独企業の場合：様式第1-1号 共同企業体の場合：様式第1-2号）

② 事業者概要（様式第2号 共同企業体の場合は構成員ごとに作成）

③ 5 公募参加資格(10)の実績を確認できる書類（契約書の写し等）

④ 令和5年度奈良市物品購入等入札参加資格者又は奈良市建設工事等入札参加資格者でない者にあつては、以下の書類

ア 納税証明書の写し

【奈良市内の事業者の場合】（奈良市外の事業者で市内に支店・営業所を有するものを含む。）[奈良市市民税課で証明]

当該年度分と過去2年分の市・県民税（法人にあつては法人市民税）及び固定資産税（参加申請時において当該年度分が確定していない場合は、過去2年分）の納税証明書

【奈良市外の事業者の場合】[国税納税地を管轄する税務署で証明]

納税証明書（その3、その3の2又はその3の3）

イ 商業登記履歴事項全部証明書（発行後3か月以内のもの。写しも可。）

⑤ その他添付資料

会社パンフレット、決算報告書、定款等提出者の概要が分かるもの。共同企業体の場合は代表構成員を含む全ての構成員のものを添付すること。

(2) 提出部数 1部

(3) 提出方法

持参、送付（信書便）又は電子メールにより提出すること。ただし、持参の場合は、奈良市役所本庁の閉庁日を除く各日午前9時から午後5時までとし、送付の場合は必ず郵便追跡サービスが使用できる方法を用いて下記(5)の提出期間内必着とし、電子メールの場合は下記(5)の提出期間内の受信完了とする。

(4) 提出先

奈良市環境部環境政策課（奈良市役所北棟6階）
〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号
電子メール：zerocarbon@city.nara.lg.jp

(5) 提出期間

令和6年1月24日（水）から令和6年2月9日（金）午後5時まで

(6) 参加辞退

参加表明書の提出後に、何らかの理由により提案公募への参加を辞退する場合は、令和6年2月14日（水）までに辞退届（様式第8号）を提出すること。

(7) 参加表明書の提出後の公募参加資格の変更

参加表明書の提出から協定締結日までの間に公募参加資格を欠く事態が生じた場合は失格とし、交渉権の取消を行う。ただし、共同企業体の代表構成員以外が参加資格要件を欠いた場合については、本市がやむを得ないと認めた場合に限り参加資格要件を満たす企業に変更することができる。

10 企画提案書等の提出

参加表明書を提出した者は、別紙1「奈良市公共施設再生可能エネルギー実装事業業務説明書」及び「6 提供資料」により、次のとおり企画提案書を作成し、提出すること。

記載の様式は任意（様式の指定がある項目は、指定の様式により作成すること。）とするが、記載する順番及び記載内容は下記「(1) 提案内容」に準じること。

なお、提出期限までに提出がなかった場合は、参加を辞退したものとみなす。

また、本事業については、国交付金を活用した事業であるため、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（重点対策加速化事業）における交付対象要件等を考慮した提案とすること。

(1) 提案内容

ア 提案額

見積もった金額等を記載すること（様式第5号）。

イ 提案事項等

導入する太陽光発電設備及び蓄電池の要件については、環境省地域脱炭素移行・

再エネ推進交付金実施要領別紙2、2重点対策加速化事業、(2) 交付対象事業の内容、ア屋根置きなど自家消費型の太陽光発電、(ア) 太陽光発電設備（自家消費型）及び(イ) 蓄電池の交付要件のとおりであるので相違のないよう十分留意すること。

No	提案事項	記載内容・方法等
1	施設ごとの太陽光発電設備の容量	<p>様式第6号により、施設ごとの総容量（施設ごとで太陽電池モジュールのJIS等に基づく公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力の合計値の低い方）を記載。</p> <p>また、自家消費率については、年間想定自家消費量/年間想定発電量（%）で算出し、施設全体の平均値も表すこと（自家消費割合は50%以上とすること）。</p>
2	施設ごとの蓄電池の容量	<p>令和5年度の再生可能エネルギー設置計画容量は全体で694kW（計画容量を下回る場合は企画提案書にその理由を記載してください）。</p> <p>各施設の太陽光発電設備の容量は、調査結果や発電シミュレーションから適宜精査し、導入可能性、事業性及び安全性等を考慮した上で、最低限、計画容量を満たすよう可能な限り多くの設備容量とすること。</p>
3	施設ごとの自家消費率	<p>なお、設置できない、設置に懸念がある等、設置の提案ができない施設がある場合は、必ず様式第6号の備考欄に、その理由を施設ごとに記載してください。</p> <p>令和5年度の蓄電池設置計画容量は全体で195kWh（計画容量を下回る場合は企画提案書にその理由を記載してください）。</p> <p>太陽光発電設備の付帯設備として同時に設置するものとし、最低限、計画容量を満たすよう可能な限り多くの蓄電容量とすること。</p> <p>候補施設（別紙2）は避難所施設であるが、蓄電池は停電時のみ利用する非常用予備電源ではないことを念頭に、太陽光発電設備により発電した電力を最大限活用するために設置することとする。</p> <p>なお、設置できない、設置に懸念がある等、設置の提案ができない施設がある場合は、必ず様式第6号の備考欄に、その理由を施設ごとに記載してください。</p>
4	PPA単価 想定PPA料金（年額）	<p>様式第6号により単価、想定される年額、事業期間総額を記載。</p> <p>なお、全ての施設について共通の一定の単価（円/kWh）とし、季別、月別又は時間帯別に異なる単価の設定は行わないものとする。</p>
5	PPA期間	<p>様式第6号により最長20年で提案すること。</p>

6	工事費用（対象経費、対象外経費）と国交付金間接交付額	工事費用の見積りのほか、国の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）の対象経費、対象外経費の別及び国交付金間接交付額も示すこと。
7	太陽光パネルの設置方法	個別の施設を想定したものではなく、代表的な例として、陸屋根、勾配屋根別で、使用する架台の種類等とパネルのメーカー、型番、耐風圧計算などについて記載。なお、屋上防水性能の維持等施設への影響の軽減策等についても示すこと。 また、構造計算書のない施設について、設置の考え方を示すこと。設置する提案の場合は、安全性の確認方法を提案し、設備の容量（提案事項No1）はそれにのっとり提案すること。
8	工事スケジュール	「2(3) 履行期間」を確認の上、任意の方法で示すこと。
9	PPA サービスの開始時期	工事完了からサービス開始のタイミングについての考え方を示すこと。 【例】 ・一律翌年度4月から（工事終了からサービス開始までの発電電力は無償提供） ・工事終了の翌月から 等
10	事業者の財務状況及び実績	本事業を実施・継続できる健全な財務状況であること、また、実施規模、工事内容、契約先等官民間問わず、本事業と類似する事業の実績について記載。
11	実施体制	工事の実施とサービス開始後の体制、事業の実施に係る役割分担、担当者、担当者の保有する資格や主な実績を示すこと。 また、企業としてのカーボンニュートラルやSDGsに関する取組や理念を併せて記載すること。
12	不具合の確認方法とサポート体制	サービス開始後の機器のトラブルへの対応、故障の場合、現地到着までの時間などを示すこと。
13	機器や部材の調達方法	入荷不能による工期遅れが生じないように取る体制やこれまでに実施した工夫等を示すこと。
14	市内事業者活用の考え方	工事やサービス開始後のどのような場面で、どのような市内事業者と連携し事業を実施するか、何者程度と連携する予定か等を示すこと。
15	災害時の非常用電源としての活用	停電時の自立運転の操作や電力の活用方法（非常用配線例など）を示すこと。
16	事業実施中のリスク対応	天候不順の場合、機器の故障、公共施設の利用率低下など想定し得る例を示し、対応を記載すること。
17	発電量の計測方法（表示の有無）	計測機器やデータ管理、発電・蓄電量の表示の有無等を示すこと。

18	既設太陽光発電設備への増設の可否	既設の太陽光発電設備との連系の可否を示すこと。なお、可能な場合にどのようなことが必要か併せて記載すること。
19	余剰分の取扱い	余剰電力が生じた場合の措置について、示すこと。
20	独自提案	発電容量を稼ぐための工夫や環境教育など本市の計画等に合致した独自の工夫を示すこと。

(2) 提出書類

- ① 応募申込書（様式第7号）
- ② 企画提案書（様式第5号及び第6号を含む。）
- ③ 財務諸表（貸借対照表、損益計算書及びキャッシュフロー計算書）

※確定した直近3年度分。キャッシュフロー計算書は作成義務がない場合、可能な限り作成・提出を求めるが、作成困難な場合は提出不要。共同企業体の場合は、全ての構成員のもの。

(3) 提出部数及び提出方法

ア 提出部数

1 3部（正本1部・副本1 2部及び電子データ）

イ 製本

1部ずつA4縦のフラットファイルに全ての提出書類を綴じ、提案事項のNoごとにインデックスを付した上で提出すること。なお、A3横の資料を用いる場合は、片袖折りとする。

フラットファイルに綴じられない分量の企画提案書は認めない。

ウ 提出方法

持参又は送付（信書便）により提出すること。ただし、持参の場合は、奈良市役所本庁の閉庁日を除く各日午前9時から午後5時までとし、送付の場合は下記オの提出期間内必着とし、必ず郵便追跡サービスが使用できる方法を用いること。

電子データは、 zerocarbon@city.nara.lg.jp へ送信すること（データサイズは1送信につき15MBまで。これを超える場合は分割して送信すること）。

エ 提出先

奈良市環境部環境政策課（奈良市役所北棟6階）

〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号

オ 提出期限

令和6年2月16日（金）正午まで（必着）

(4) 企画提案書の取扱い

- ア 企画提案書の提出は、参加表明書の提出者1者につき1件のみとする。
- イ 本市は、企画提案書を提出する又は提出した事業者（以下「提案事業者」という。）に提案に関する追加資料を求めることができるものとする。
- ウ 企画提案書の作成及び提案に必要な一切の費用は、提案事業者の負担とする。

- エ 提出期限以降の差し替え、再提出は不可とする。
- オ 記載した P P A 契約ごとの業務の管理及び統轄等を担う管理技術者、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条に基づく主任技術者又は監理技術者は原則変更できない。ただし、病症、死亡又は退職等の特別な理由による変更で、かつ、変更後の者について本市が同等以上の技術者である旨を承諾した場合はその限りではない。
- カ 受領した企画提案書及び添付書類は返却しない。

11 プレゼンテーション審査

提出された企画提案書等を基に、選定小委員会により審査が行われる。

(1) 開催日時

令和 6 年 2 月 2 6 日（月）

※提出者多数の場合、開催日を数日設ける場合がある。

※詳細な日程等は、企画提案書提出者に別途電子メールにて通知する。

(2) 開催場所

奈良市役所本庁舎内（奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号）

(3) 審査時間

プレゼンテーションは、10 分程度とし、質疑応答を 15 分程度とする。

なお、プレゼンテーション前後に 5 分ずつ準備・撤去の時間を設けるものとする。

(4) 出席者

6 人以内とし、本業務の管理技術者が必ず出席し、本業務を直接担当する者が説明を行うこと。

(5) 使用備品

プレゼンテーションで使用するパソコン等の機器は、提案事業者が用意すること。モニターは本市で準備するものとする。

(6) その他

プレゼンテーションで使用する資料は、提出された企画提案書等のみとし、追加の提案及び資料の配布は認められない。パワーポイント等のプレゼンテーションソフトについては、その内容が企画提案書等の内容に合致し、提案内容の理解を深める場合に限り使用を認める。

12 企画提案書等の審査

(1) 企画提案書等の審査方法

提出された企画提案書等は、選定小委員会により審査が行われる。

(2) 企画提案書等の評価基準

企画提案書等及びプレゼンテーションを基に、評価を点数化し審査される。選定小委員会委員 1 人につき、210 点満点で採点を行うものとし、評価項目と配点は次のとおりとする。

評価項目及び審査基準

	評価項目	評価の着眼点	提案事項 No	配点
①	PPA による太陽光及び蓄電池の設置容量	自家消費率が高く、多くの施設において、多くの容量を設置できるか。	1, 2, 3	20
②	PPA 料金	PPA 料金は抑えられており、長期の運転期間となっているか。	4, 5	40
③	工事費用	工事費用は妥当か。地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）を最大限活用できるか。	6	10
④	PPA による太陽光及び蓄電池の設置方法	屋上防水性能の維持等施設への影響を抑えつつ、耐荷重、耐風圧等安全への配慮はなされているか。	7	20
⑤	工事スケジュール	工事スケジュールは無理なく施設運営への影響は最小限度となっているか。	8, 9	10
⑥	事業実施・継続可能性	健全な財務状況及び十分な PPA 事業の実績を有し、事業を実施・継続できるか。	10 財務諸表	30
⑦	実施体制	企業としてカーボンニュートラルや SDGs に関する取組に積極的であり、事業を実施する体制が充実しているか。	11, 12, 13	30
⑧	市内事業者の活用	多くの市内事業者を積極的に活用するか。	14	20
⑨	事業の充実度（工夫や配慮）	災害等に対する備えや独自の工夫など充実した事業内容となっているか。	15～20	30
計				210
最低合計基準点数				126

(3) 受注候補者の選定方法及び結果の通知

ア 企画提案書等について、選定小委員会で評価を行い点数化し、合計得点をもって最上位の者を受注候補者、次点の者を次点受注候補者として選定し、企画提案評価結果通知書により評価結果を通知する。ただし、選定小委員会の委員の採点の合計点が満点の6割（以下「最低合計基準点数」という。）に満たない場合は、受注候補者及び次点受注候補者として選定することはできない。

イ 評価が低く一定の基準を満たさない、又は提案のない評価項目が1つでもある場合も、合計点に関わらず、受注候補者及び次点受注候補者として選定しないものとする。

ウ 合計得点の最上位の提出者が2者以上となった場合は、工事費用と設備設置期間を20年間とした場合の想定サービス料金の合計が低い者の順に受注候補者を選定する。

エ ウの場合においても、受注候補者の順位の選定が困難な場合は、くじ引きにより受注候補者及び次点受注候補者を選定するものとする。

- オ 提出者が1者の場合、最低合計基準点数以上であれば受注候補者とする。
- カ 受注候補者が辞退した場合等は、次点受注候補者を受注候補者とする。
- キ 受注候補者及び次点受注候補者が辞退した場合等は、最低合計基準点数以上の次順位者を受注候補者とする。
- ク 審査結果は、書面により通知する。

(4) 審査結果の公表及び理由の説明

ア 審査結果の公表

- ① 受注候補者の選定結果については、選定小委員会終了後に公表する。
- ② 全ての提出者に関する審査結果を一覧表で公表するものとするが、受注候補者以外の提出者名は伏せて記載する。

イ 審査結果に対する苦情の申立て

受注候補者以外の提出者は、審査結果通知日の翌日から起算して3日（閉庁日を除く。）以内に、その理由の説明を書面により求めることができる。

13 受注候補者選定後の協議・協定締結等

(1) 現地調査等詳細確認

受注候補者は、企画提案内容を精査するため、対象施設について、現地調査を実施することができる。なお、詳細な日程については、選定結果の通知後、本市と受注候補者で協議するものとする。

(2) 仕様等の協議

ア 本市は、企画提案書等の内容に基づき、本業務の業務仕様について受注候補者と協議し、その内容を決定することとする。

イ 受注候補者は、アの協議が整い次第、改めて見積書を本市に提出するものとする。この場合において、当該協議により対象業務が減少した場合は、対象業務の減少に伴う費用を減じた額を見積書に記載するものとする。

ウ この協議は受注候補者が行った提案の範囲内で行うものとし、費用は受注候補者の負担とする。

(3) 協定の締結

本市は、(2)アの協議が整い次第、協定を締結するものとする。なお、協議が整わない場合にあつては、次点受注候補者と協議の上、協定を締結することができる。

また、協定締結までの期間に、受注候補者が「5 公募参加資格」を満たさなくなった場合は、その時点で失格とする。

(4) 国交付金の間接交付等

協定に基づき、受注者は市長に対し、国交付金の間接交付金である「公共施設脱炭素推進設備設置補助金」について補助金等交付申請を行うものとする。

市長は速やかに補助金の交付の可否を決定し、補助金の交付が適当と認めた場合は補助金等交付決定通知書により受注者に通知するものとする。

なお、補助金は設置工事がすべて完了し、事業者により補助金等実績報告が提出され、本市により補助金等確定通知を行った後、補助金等請求書により請求があつた際に支払われるものとする。

(5) 工事の着手

(3)協定締結及び(4)補助金交付決定の後に受注者は工事に着手するものとする。

(6) 電力供給契約締結

本市は、設置工事完了により連系運転開始が可能となったことを確認したときは、速やかに受注者と電力供給契約を締結するものとする。

14 その他の留意事項

- (1) 本手続に係る書類の作成において、使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。
- (2) 提出された参加表明書等及び企画提案書等は返却しない。
- (3) 提出された書類の著作権は、参加表明者又は提出者に帰属する。
- (4) 本契約後、業務を進めるに当たり、本市の申出による変更など、契約者の提案内容から大幅な変更が生じた場合、本市と協議するものとする。
- (5) 本市の担当者との連絡を密に行い、意思の疎通及び情報の共有を図るとともに、疑義等が生じた場合は、その都度協議するものとする。
- (6) 本市が提供する資料等は、本提案公募の参加に係る検討以外の目的で使用することを禁じる。
- (7) 本提案公募に係る情報公開請求があった場合は、奈良市情報公開条例（平成19年12月25日条例第45号）に基づき提出書類を公開することがある。
- (8) 本実施要領に定めのない事項については、本市が別途定める規程等によるものとする。